

第 234 回長野県内水面漁場管理委員会議事録

1 日 時 令和 2 年 2 月 4 日（火）14 時から

2 場 所 ホテル信濃路 黒姫

3 出席者

内水面漁場管理委員 11 名

漁業者代表：藤森 貫治、富岡 道雄、古谷 秀夫、梅戸 洋、佐藤 みつ子

採捕者代表：小澤 哲、金井 恒一郎、水谷 博

学識経験者：平林 公男、竹原 文子、桐生 透

事務局：小林書記長他 3 名

4 会議事項

- (1) コクチバスの調査研究について
- (2) 遊漁規則の変更について
- (3) 遊漁料の審査基準の改正について
- (4) コイの持ち出し禁止指示について
- (5) 増殖指示量の変更について
- (6) 野尻湖における逸出魚の監視について
- (7) 長野県漁業調整規則の改正について
- (8) その他

会長挨拶 議事に入る。

平林会長 それではこれから議事に入らせていただきます。まず始めに議事録署名委員の指名をさせていただきます。今回の議事録署名委員は、梅戸委員さんと竹原委員さんをお願いします。どうぞよろしく願いいたします。

それでは議事に入りたいと思います。

最初に「コクチバスの調査研究について」水産試験場から報告がありましたので、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料 1 により説明

平林会長 はい、ありがとうございました。

資料 1 にありますように、こういう形で許可を出したのですが、今のような事由で実際には調査できなかったという御報告であります。

何か御質問・御意見ございますでしょうか。よろしいですか。

(特に意見・質問等なし)

平林会長 それでは次の議題に進めさせていただきたいと思います。

次に議題 2 ですが、先ほど「遊漁規則の変更について」知事から諮問がございました。

野尻湖漁協から遊漁規則の変更認可申請書が提出されておりますので、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料2により説明

平林会長 はい、ありがとうございました。

ただいまの説明がありました野尻湖漁協の遊漁規則の変更認可申請についてですが、何か御意見・御質問等ございますでしょうか。理由は今、説明いただいたとおりでございますけれども、いかがでしょうか。よろしいですか。

異議なし

平林会長 それでは野尻湖漁協の遊漁規則変更認可申請につきましては、諮問の内容のとおり許可して差し支えない旨、答申することとしてよろしいですか。

異議なし

平林会長 そのようにさせていただきます。ありがとうございました。

それでは議題3「遊漁料の審査基準の改正について」ということで、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料3により説明

平林会長 はい、ありがとうございました。

この委員会でも、「消費税が上がってそれについて」という議論がいくつかあったと思いますので、事務局でいろいろと研究をしていただいて、こういう形でいかがかと言うことで、今日、案を出していただきました。今、説明いただきましたけれどもいかがでしょうか。何か御意見・御質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

異議なし

平林会長 特に異議ないということですので、事務局案のとおり改正することといたしたいと思えます。ありがとうございます。

次、議題4ですが、「コイの持ち出し禁止指示について」ということで、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料4により説明

平林会長 はい、ありがとうございます。

今、期限を延長する理由については、説明いただかなかったような気がするのですが、どうしてまた来年度1年間、追加するのかという理由を、説明願います。

事務局 現時点でこいのヘルペスウイルス病は治療法もないですし、発生した場合、法に基づい

て処分しなければいけないという規定になっておりまして、こいを持ち出す、天然、自然水域から持ち出してどこかへ生きたまま持っていくことによってまん延の可能性があるということで、それを防ぐためにこの指示を出しております。現時点でまん延防止に係る薬が出てきたとか、こいがかかりにくくなっているとか、新しい知見とか、例えば国の方針とかそういうものが今のところ出ていないということで、今までと同様にまん延防止を図っていく必要があるということで、もう1年この指示を伸ばしたいということになります。

平林会長 はい、ありがとうございました。

そういう理由ということで、御説明いただきました。この件に関しまして、何か御意見・御質問等ございますか。

桐生委員 指示の内容については異存ないのですが、参考の農政部長通知の、「放流は当分の間行わないでください」という対象水域ですね。上の「公共用水面等」と同じなのか、あるいはそれ以外のもの、例えば水田とかそういうところもいけないのかというところを確認したいのですが。

平林会長 事務局で説明をお願いします。

事務局 今のところその想定は私、考えておりませんでした。水田等というと放流というよりは個人の池というものと同じような考えで、公共水面ではないと思いますので、そこまでは通知としてできないと私は考えます。

平林会長 ほか何かございますか。

古谷委員 10ページの全国の年度別発生確認状況というのが一番下にありますが、さっき御説明いただいた内容は、件数じゃなくて都道府県の数なのですね。

事務局 はい。ひとつの県が2回出たりというのがあります。〇〇県が6月ごろに出て、8月ごろに出て、そのあとに出てという場合は、「1」と数えた場合に「10」になっているということで、実際にはもう少し、倍まではいかないかもしれないですけどもこれよりは、件数としては多いです。

古谷委員 件数そのものの実態というのは把握しておられないですか。

事務局 調べれば、水産庁のホームページに結果が出ておりますので、それを見て私がカウントしてしますので、日本中の方がそれを把握することは可能です。

古谷委員 環境というか、条件がどのように改善されれば持ち出し禁止を解除できるのか、解除するのかという見通しというのを教えてください。

事務局 今のところですね、去年の段階でこの場でお話したところでは、国の方で情報収集とか、検討するという状況は始まったというお話はしたかと思うのですが、その後、どういう条件になれば解除になるか、そういう部分については今のところ新しい進展はないというこ

とです。実際には放流してみて、こいがかからないぐらいの耐性が出来てるとか、そういう場所に限って放流できることができないかというような話を、検討は始めているようですが、まだ何か結論が出たというような話は聞いておりません。

平林会長 ほか、いかがでしょうか。

藤森委員 今、古谷さんの方から質問があったんですけども、その当時ですね、この放流するかしないか、していいかどうかの判断については、県単位で決めるというかたちですね、今のところは。

事務局 指示については県単位です。

藤森委員 県によっては結構出しているところもあるように聞いているのだけれども、結構あるのですか。

事務局 指示の内容というのは県によってまちまちです。例えば他の県とかでいきますと、ウイルス検査をして、他の確認項目を全部やってそれで無病であることが確認されれば放流していいですよとか、そういう指示を出している県もありますし、発生していない水域へ、発生している地域から持ち出して放流してはいけないというような指示の出し方をしている県もありますし、ごくわずかですが、指示を出していない県もありますので、県の漁場管理委員会である程度判断をして実施しているものになります。長野県の場合は、やはり持ち出して、食べる習慣もあるので、水路とかで自分の家の前に放すとか、公共水面じゃないところへ発生した地域からこいを持ってきてということもあろうかと思しますので、持ち出し禁止という形が長野県にはあってるんじゃないかということで、このような形の指示になっているということになります。

平林会長 今の件と関連して、全国の発生確認状況ですけども、例えば長野県の近隣県で発生しているというのはあるのでしょうか。隣接している県で。

事務局 隣接県はあります。

平林会長 ありますか。ということは、心配ですね。

事務局 そうですね。

平林会長 「水系が同じ」とかあると思うのですが。

事務局 そうですね、水系というよりはやはり錦鯉とか個人のお家とか、そちらの観賞魚としての発生のほうが今は多いのではないかと思います。

平林会長 わかりました。何かほかに御質問・御意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

異議なし

平林会長 それでは御異議ありませんので、事務局の案のとおり承認することとしたいと思います。

それでは議事を進めたいと思います。次に議題5「増殖指示量の変更について」ということで、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料5により説明

平林会長 はい、ありがとうございました。

それでは今、4つの漁協から出てまいりました増殖指示量の変更について、一括して説明いただきましたが、「一括して審議」というわけにはいきませんので、ひとつずつ確認を取りながら進めてまいりたいと思います。

まず最初ですけれども、南佐久南部漁協から出てきました増殖指示量の変更について、何か御意見・御質問等ございますでしょうか。

水谷委員 最後の青木湖漁協のところで説明があったのですが、重さで変更しなさいといいますが、単価的にそれぞれどのくらい違うのか、同じような金額なのか御説明いただきたいのと、あと、遊漁料、あゆが格段に減るわけですがけれども、増えたり減ったりしているわけですがけれども、遊漁料については変更ないのかその部分をお聞かせください。

平林会長 それは全体にかかわるところですね。

水谷委員 はい。

平林会長 ではまたもう一度、説明いただくようにします。全体に分かる範囲で説明をお願いします。

事務局 はい。まず、しなのゆきますとこいについてですが、標準単価というのが、増殖指示を出すうえで、一般的な養殖魚を購入してきて放流する場合の種苗代と、放流を行うための手間だったり人出だったり、そういう諸々の費用を考えて出した金額ですが、こいについてはキロ850円、しなのゆきますの方は2,800円で想定しているところになります。そうするとしなのゆきます10キロ減らすということは28,000円以上こいにかけると、こいを15キロ、5キロから15キロにするためにかけなきゃいけないという計算になります。今回それより少なく850円のもので同等な比率で認めてはどうかということなんですが、それについては、稚魚を自分たちで生産するというので、採卵後の人工産卵床の製作費がだいたい41,766円ということで、水産庁が試算をした「人工的に増やす方法」というパンフレットの中に書かれている金額がそのくらいになります。数年使用できますので、年で割ればもう少し安くなると思いますが、そういう値段です。更に飼育のために資材とかエサ代とか、管理する人件費とかを考えますと、大量生産で、よそで作って買ってくる種苗と比べればかなりのお金がかかるということになりますので、コイヘルペス病のための放流自粛してくださいという先ほどの部長通知を出すということになりますので、その一方で、漁協の方で産卵床造成等のやり方についても検討してくださいという中で、そのようなや

り方でチャレンジしていくということなので、金額的にもかなりかかるであろうということで、このような数字で出させていただいております。これがこいの話になります。あゆの方なのですが、こちらの方は遊漁料の変更等は今のところありませんが、実際問題とすると、佐久漁協の方とかもあゆの遊漁券がほぼ売れなくなっている、お客さんがほとんどいないという状態にまで減っておりますので、どちらにしてもあゆの券から放流予算が取れないという形になっておりますので、実際とすると券を買っていただける人が今ほとんどいらいっしょらないという状況になっております。料金の見直しについては今のところ漁協からは出ておりません。以上です。

平林会長 水谷委員さん、それでよろしいでしょうか。

水谷委員 青木湖漁協だけじゃなくて全体的に伺いたかったのですが。

事務局 金額については、青木湖以外のところは減らした分×標準単価、増やす分×標準単価が同じになるように計算しています。

水谷委員 それで聞きたかった。

平林会長 ありがとうございます。ほか何か御質問等ございますでしょうか。

古谷委員 一番下の青木湖漁協のこいなんですけれども、厳密にいうと移動なんだけど、今、御説明のあったケースは移動禁止には当たらないだろうという県の見解ですか。

事務局 そうですね。卵を取ってその池、青木湖のエリア内で、水産試験場も指導している中でやっていただいているということで、こちらの種苗放流に代わる増殖方法としての産卵床造成の延長かなという解釈で、私は思っております。

古谷委員 それでは確認ですが、同様のケースの場合は移動禁止に当たらないという理解でよろしいですか。

事務局 そこはちょっと検討させていただいて。ただ、これを次回の委員会で諮るには、日にちに7月の予定だとその前になるので、一応放流に代わる方法として組合長にお願いしている範囲ということで今回はしたいなと思います。

事務局 少し補足をさせていただきたいと思います。先ほど11ページでKHVのまん延防止対策ということで県の委員会指示では、公共用水面等から生きたままこいを持ち出してはならないという指示を出している。併せて、農政部長が市町村長並びに漁業協同組合長あてに通知を出しているという形になっていて、漁協の組合長様宛に出している通知の中では、当分の間行わないでください。ただし、やむを得ずこいの放流を行う場合は、あらかじめ種苗確保や検査等について、水産試験場に相談した上で行う、ということと、放流に代わる増殖方法として、産卵床造成についてもお願いしたいという通知は出しているということで、漁協さんがこれに基づいて水産試験場に相談をした上で、そういった取り組みといった形で、今回上がってきたものという理解で、今回、許可をさせていただきたいと考え

ているということでございますので、御理解いただければと思います。よろしくお願いたします。

平林会長 ほか何かございますでしょうか。今、青木湖漁協の話になっているのですが、ひとつづつ上からもう一回確認をしたいと思います。

南佐久南部漁協から出ている申請ですけれども、この変更について、何か御意見・御質問ございますか。

桐生委員 ふなですけれど、南佐久南部漁協以外にも河川、湖沼は別ですけれども、河川でふなを漁業権魚種にしていって、産卵床の造成を増殖として行っているところは他にありますか。

事務局 すぐには出てきませんが、ないはずです。

桐生委員 そうすると、その漁協はふなの種苗を入手してやっているわけですね。

事務局 基本的にそうなります。

桐生委員 南佐久南部漁協だけがふなの産卵床造成を、もう3年経過しているということなんですけれども、あの川の状態から、ふなの産卵は無理じゃないかなと。かなり千曲川でも上流の方ですね。ですからこれは、ふなの産卵床造成をやっても効果はないんじゃないかなと、私も分かるような気がするんですけれども。それだったら、漁業権魚種から外した方が、今の話じゃないですけど、将来、その方がいいんじゃないかなというふうに思います。

事務局 南佐久南部漁協の組合長さんも同じようなお考えをお持ちです。一応、産卵床造成した場所は立岩湖と加和志湖、川ではなく一応湖でという形でやっていたんですが、それでもやはり寒い場所ですし、あまり成果が出なかったのという今回の判断になっています。

富岡委員 今の桐生委員さんのお話があったように、我々の千曲川水系の上流というのは、要するに水温が低い、水温が低くて、水温が低い場所では、小澤さん一番よくわかると思うんですけど、実際にはふなの養殖とかそういうのはまず無理です。我々も上田でやってもだめだった。それをだから、桐生さんが言うように、切り替えて、前は10基やって、今回は1基ということですよ、成果が出ないからということで、おそらく、やってもだめだったら、違うことやった方がいいような気がするんですけどね、以上です。上島さんも指導に入ってやったはずだと思いますけど。

事務局 はい、そうですね、ちょうど佐久に私おりましたし、上田の上小漁協さんに入れ違いで産卵床造成にチャレンジされて、やはりうまくいかなかったし、上小漁協さんの場合は種苗が手に入ったということで、南佐久南部漁協さんの方は種苗が手に入らないということでこういう提案をしてうまくいかなかったし、生息域としてもあまりあっていないと思うと、組合長さんがおっしゃっているんで、このような形になります。

平林会長 今回の場合には南佐久南部漁協の方からは、10か所を1か所にということで出てきておりますので、今の議論も踏まえて、また事務局からこの内容を進言していただくということにさせていただきたいと思えます。今回の申請については10か所から1か所、それからあゆについては30kgから105kgという、これで申請が上がってきておりますので、大きな問題がなければこれで認めていただいて、内水面漁場管理委員会から、「可能性はかなり低いのでまた再考をされたらどうでしょう」という進言を付け加えていただければいいかと思えますが、いかがでしょうか。

特に御意見がなければそんな形で、南佐久南部漁協についてはお認めするという事でよろしいでしょうか。

異議なし

平林会長 ありがとうございます。次、佐久漁協から上がってきた増殖指示量の変更について、いかがでしょうか。何か御意見・御質問ございますか。よろしいでしょうか。

富岡委員 佐久漁協においても、実は更埴漁協においても、皆さんどういふふうにお考えですか、わからないですが、今いずれにしてもこれ、組合の経営が苦しくてこういう方法を取るわけですよね。実際には、長野県には31の漁協があるわけだけれど、志賀高原漁協は別格、一切放流はしていないからあれですけど、他のところはどんどんお金がもう入ってこないわけだね。その中でこういう指示量を減らしてくれということなので、ある程度認めていかなくちや組合の経営が成り立っていきません。その中で、長野県で、余談になるかどうかかわからないけれど、2千万円以上放流しているところは千曲川漁協と上小漁協だけです。あと1千万円以上というのは南佐久南部漁協と天竜川漁協だな。あとはだいたいもう1千万円未満です。また100万円未満のところも何か所かあります。ある程度認めていって、元々この指示量というのは自分たちの組合が、我々の大先輩たちがこのくらいならできだろうということ、指示して、県も認めてきたものの指示量なんですよ。その中である程度、総括してさきほど上島係長からも話があったんだけど、あゆ、いろんな書類に見合ったものの放流というけど、これちょっと分量見ても850kgが200kgと言ったら、600kgの上減っちゃうわけだね。その分やまめ増やした、いわな増やしたといっても、金額的には、上島さん、全然違うわけだね、実際の話。

事務局 種苗金額ですか。

富岡委員 そう。あゆの単価は別格なんだから。

事務局 いわなとかも結構高いですけど。

富岡委員 そうすると、先ほど上島さんが説明したのは、それに見合ったものを減らしたらそれにまたある程度並行して増やしてあるという、これ見ると値段が全然合わないんだよね。ということは、それだけ組合の皆さんが苦しいということだと思います。その中でやっぱりこの委員会でもある程度のところは、あんまり厳しくやると組合の経営にも尾を引いちゃうので、ある程度寛大にやった方がいいような気がします。以上です。

平林会長 事務局からコメントしてください。

事務局 増殖指示の決定方法についてですが、ちょうど前年度見直しと、5年に1度の見直しということで皆さんにお諮りして増殖指示量を決定したところになります。その中で計算方法というのは、過去5年間の漁協の収入を基に、一番多かった年と一番少なかった年を除いた年の平均の収入から全体で目標とする金額を出して、それを漁協さんの御意見を聞きながら魚種を割り振って放流指示量を決めるという手順でやって、こちらの委員会でお諮りして、これで行きましょうという形になって、漁協に指示を出しているところです。ただその中で、やはり年1回このような形で漁協の希望を聞く中で、やはり過去5年に比べて右肩下がりで我々の思っている以上に収入が下がっているという実態もありますので、ある程度、今回は同じ金額で代わりに増やしてもらおうという形になりましたけれども、場合によっては減らすだけ、こういう指示量になっていますので減らすだけでお願いするという場面も、今後は出てくると考えます。その時はまた、その収入の資料等を提示して、審議いただくという形になります。

平林会長 ありがとうございます。そういう補足説明をいただきました。富岡さんからも現状のお話もいただきました。いかがでしょうか。佐久漁協さんから出てきた内容ですが、他に何か御意見・御質問があればお受けして、特になければこれでお認めしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですかね。

異議なし

平林会長 ありがとうございます。そうしましたら、佐久漁協さんから出てきたものについては、このとおり変更についてお認めするということにしたいと思います。
その次、更埴漁協ですがいかがでしょうか。何か御意見・御質問はございますでしょうか。先ほど富岡さんがおっしゃられたように、同じ水系、上と下の関係ですので、いかがでしょうか。何かよろしいですか。

異議なし

平林会長 特に御意見ないということで、更埴漁協さんから出てきた変更についても、お認めするということにしたいと思います。
青木湖漁協さんから出てきた、先ほどいくつか御質問もありましたけれども、この件についていかがでしょうか。よろしいでしょうか。

藤森委員 こいの、古谷さんの方からも話があったんですけれども、採卵して運搬している場所が、別のところで採卵したものを育成しているということですが、水系が同じなんですよね。

事務局 そうですね、青木湖漁協さんなので、青木湖若しくは中綱湖のこいの卵をその横の水田で育てるということになります。

藤森委員 いずれもたとえばね、大きな問題ないと、こういうふうに思いますし、実は諏訪湖漁

協も採卵して、採卵というよりも産卵床を作って卵を産ませて、そこでふ化させているんですけれども、同じ諏訪湖の水なんだけれども、場所は諏訪湖に隣接した池なんですよ。ということになると水が同じだったら、いいんじゃないかというような判断で、ほかにそういうことでやりたいというところがあるかもしれないので、その辺も含んで、なお御指導いただければいいかなと思います。というのは、こいの稚魚を放流してほしいという要望は多いです。そういうことを考えると、そんなことも大いに活用してやってみたらどうかというような話をさせていただいたらどうかと、私は思います。

平林会長 そういう御意見ですけれども、いかがでしょうか。

事務局 ありがとうございます。こいを放流したいという御意見がすごく多いのは私も何年も前からそういう皆さんからお聞きしている中で、産卵床造成とかそういったことでどうかということで今回、青木湖漁協がやると、チャレンジするというのでいいのかなあと考えております。

青木湖、あのエリアはまだ未発生エリアということで、まだ発生していない地域なので、その辺も含めてもKHV病が出る可能性は、そのこいから出る可能性は低いというのと、卵は感受性がないので垂直感染しないはずですので、卵を持ってきて未発生水域のところのすぐわきの田んぼで飼うということなので、水産試験場も指導するという事の中でやっていければと考えます。以上です。

平林会長 先ほど事務局から説明あったとおりで、「11 ページにあるような内容をクリアしていただければ」ということで、「その範囲であれば」ということでお願いしたいと思います。ほか何かございますでしょうか。よろしいですか。

異議なし

平林会長 それでは青木湖漁協から出てきた増殖指示量の変更についてもお認めするということにしたいと思います。ありがとうございました。この4件については、申請のとおりに変更させていただくということで許可をしたいと思います。

その次、最後ですが、議題6の「野尻湖における逸出魚の監視について」ということで、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料6により説明

平林会長 ありがとうございます。これは報告事項ということでよろしいですね。

事務局 はい。

平林会長 報告いただいたということです。10月31日に調査をする予定だったのが出来なかったため11月25日に調査をしていただいて、その結果を今、報告いただきました。それからあとは、それに関する事で、野尻湖漁協さんの方へ現在やってらっしゃる逸出の監視について、「逸出しないように」ということで、現在やっていらっしゃることの確認と、それから十分注意してほしいということ、事務局の方から説明してもらったとい

う報告がございました。何か御質問・御意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

異議なし

平林会長 ありがとうございます。これについては、そういう御報告をいただいたということで、引き続き逸出しないように事務局の方からもお願いしていただきたいと思います。それでは議題7ですけれども「長野県漁業調整規則の改正について」ということで、事務局から説明をお願いします。

事務局 口頭により説明（資料なし）

平林会長 ありがとうございます。漁業調整規則の改正については、今のスケジュールで考えているということで御説明いただきました。何か御質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

（特に意見・質問等なし）

平林会長 また固まってきたところで、この委員会に出していただくということで、お願いしたいと思います。それでは議題8ですけれども、その他ですけれども、事務局の方から何かありますか。

事務局 事務局からはありません。

平林会長 そうしましたら皆様方から何か、全体をとおしてでも結構ですし。

古谷委員 実は、昨秋発生いたしました台風19号で、広域の週末処理施設が全部やられまして、場所的には千曲川の左岸の小布施橋の直近にあるんですが、完全復旧があと2年以上かかるというふう聞いておるんですが、現在、一応中間処理をして放流しているらしいんです。組合員からは、非常に、完全に設計上の処理数値を満たしていない、いわゆる中間処理の状況で放流をしているということは、食用に供せられないと、そういう風評だけが先行しておりまして、組合としても当初、事前説明がなかったものですから、設計上の数値と検査項目等について全くわからないんです。現在どういう、こないだ一旦説明には来られたんですが、いわゆる産業用水の定めている数値はクリアはしております、というその説明なんです、それぞれ検査項目と検査数値がどうなっているのか手元にいただいてない、資料としていただいてないのでわからないんですが、こういった検査の場合に釣り人、組合員も含めてですが、どういう説明・指導をしたらいいのか、一応、県の見解をお聞きしたい。

事務局 手元に資料持ってきておらないので、細かい話はできないですが、千曲川の終末処理場が水をかぶったということで報告受けまして、それでまず漁協さんには詳細に説明してくださいということで担当の方にはお話を、組合長さんのところに担当の者が状況説明と、こういう内容ですということでお話に行ったという経緯になるんですが、我々が話を

聞いたところだと、最初のところではかなり基準オーバーしているものが出ていたんですが、徐々に回復して、今のところ基準を満たせないところの状況というものはなくなっているということなので、大腸菌とかそういうものの上下の範囲の中におさまるところ、基準の中におさまるといふようになってますし、必ずしもその大腸菌がそこから出ているものでもない、塩素消毒、残留塩素がないくらいのレベルで消毒して出すということで、そっちの衛生面の方の役所の方からも大腸菌がいる状態で出すなという指示があるそうで、塩素の量、こちらは残留塩素出すなと言ってお話をしている中では、ぎりぎりの中で調整しながら対応されているということですので、実際問題とすると、それ食用にして問題があるということは、私はないと思います。千曲川の水の方が圧倒的に多いということで、薄まる部分がかかなりあるんじゃないかなと考えているとことです。

古谷委員 それはいいんですが、いわゆる一般の人は実態がわからないんです。そういう風評被害というその認識、その問いに対して、どう説明・指導していったらいいのか、そのことを含めてお願いします。

事務局 数字上は問題ないと言っていたらいいんじゃないかと思ひます。我々の方としても排水とかやっている方の部局の方には積極的に情報を出して、風評被害を避けるようにというお願いはしています。また併せて全く別分野、水産じゃない方の分野ですが、農業の方でも千曲川の水を取って散水したりしているんで、そちらの方もかなり神経質になっているという話を聞いておりますので、農業と漁業の部局の担当とするとやはりきちんとした情報を出して行ってほしいという話はしているところなんです。

古谷委員 でも実際には、遊漁券とかそういうものの販売が全く、もうがくんと落っこちちゃってきているんですよ。そういうこともあるもんですから。

事務局 補足させていただきますけれども、御指摘のとおり、実際に、下水処理の施設が被災をされまして、今は一時的な形で処理をして放流しているという実態があるというのは、これは事実の話です。被災直後の千曲川の河川の大腸菌数値ですとか、一時的に非常に上がった、大きく上がったというようなことも事実ですし、その後、一時処理の体制が確立されたあとは、基本的には基準値内の数値が出ているということ、それはデータとしてありますので、そういったことについて農政部からは当然ですけれども、関係します健康福祉部の方からも、きちんとこれは基準値以内のもので、適正に処理されたものが流されているんです、放出されているんですという部分のところを、もう少し、安全だというような部分のところのPRを含めて、きちんとした県民への情報の提供を、もう少し進めていただきたいということで、私共農政部の方からも申し入れをさせていただくように考えておりますので、御理解をいただければと思ひます。

藤森委員 古谷さんから質問されまして安全の範囲内で排出しているという話なんですけれども、規制値がどのくらいで、それに対してこのくらいの数値で推移していますよ、というような具体的な数字を示してあげないと、規制の範囲内ですよと言われてもピンとこないと思うんです。

事務局 おっしゃられるとおりで、今、手元に資料がないので、大腸菌等々の規制がこうなって、

現在の数値がこうだというのは、ちょっとお話しできず申し訳ないですけども、整理させていただいて、また皆様方に情報提供させていただきたいと思います。

平林会長 ありがとうございます。この件についてはそれでよろしいですかね。ほか何かございますでしょうか。

水谷委員 前回の委員会で桐生委員の方から、バスの再放流に関する罰則を委員で共有したいという話があったと思うんですが、これはどうですか。

平林会長 事務局のほうで説明をお願いします。

事務局 前回11月5日の際に罰則、委員会指示違反と外来生物法違反の場合、罰則を整理しておこうというお話がありましたので、私の方で御説明します。まず外来生物法、こちらは法律になりますが、こちらの規制内容とすると、特定外来生物を許可なく野外に放ったり植えたり蒔いたりした場合、こういう場合が違反に当たるんですが、キャッチアンドリリースはこれには当たらないということで、外来生物法の解説ページとか環境省とかそういった見解となっております。キャッチアンドリリースじゃなくて、許可なく野外に放ったりとか蒔いたり持って行ったりと、そういう個人の場合、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金となっております。これが外来生物法になります。今度、内水面漁場管理委員会指示違反の方ですが、こちらリリース禁止の場合ですね。漁業法第67条第8項というところに書いてありまして、委員会指示を受けたものがこれに従わないときは内水面漁場管理委員会は知事に対してその者にその指示に従うことを命ずべきだと、知事に申請することができますとなっております。その中で、都道府県知事は、長野県知事はその申請を受けたときに、その内容について異議があれば、その者、その違反をしている人に対して、異議があれば一定の期間申し出なさいということをしなきゃいけないと。それをしなかった場合はその人に対して指示に従うべきだという命令を出すことができます。その命令に違反した場合は、1年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金または拘留若しくは過料に処するとうふうに書いてあります。整理すると、命令に従わない者がいたら、内水面漁場管理委員会が知事に、命令に従うように命ずべきだと、知事に言うと、知事はそういうことになったけどその人に異議があるなら申し出なさいと言ったあとに、そういう申し出がなければ指示に従うように命令を出すと、その命令に違反した場合1年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金または拘留若しくは過料というそういう罰則になっております。他県でリリース禁止とか出てますが、罰則を科した事例があるかということですが、聞いた範囲というか私の知る限りではないということになります。以上になります。

平林会長 これは何か文書でもらった方がいいんですかね。聞いただけではピンとこない感じなんですけれども。

事務局 法律に書いてあるそのままなので、本なり、この紙をお渡ししてもいいですけど、そのような内容です。

平林会長 もしそういう方がいたら「こういうふうになるんですよ」ということを言うということでしたね。だから「正確なところを知りたい」ということなんですけれども。よろし

いですか、そういう御説明ですけれども。

異議なし

平林会長 ほか何か全体をとおして何かございますでしょうか。

それでは、これを持ちまして第 234 回の長野県内水面漁場管理委員会を閉会いたしたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

議事録署名委員

㊟

議事録署名委員

㊟